

内閣参考質二〇〇第一〇五号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員芳賀道也君提出いわゆる「ふつこう割」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員芳賀道也君提出いわゆる「ふつこう割」に関する質問に対する答弁書

御指摘の「ふつこう割」については、政府において令和元年十一月七日に取りまとめた「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に基づく旅行・宿泊料金の割引を意味するものと認識しているが、当該割引の対象については、令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号に起因して、宿泊予約のキャンセルが発生している被災地域であって、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用を受けた市区町村をその区域に含む都県としており、お尋ねの山形県については、同法の適用を受けた市区町村をその区域に含まないため、当該割引の対象としていないところである。